

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6年 6月30日	
大阪府知事 殿	
提出者 住 所 大阪府茨木市横江2丁目7番52号 氏 名 株式会社ダイエー 茨木プロセスセンター センター長 金田 康男 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072-633-6616	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 ダイエー茨木プロセスセンター
事業場の所在地	大阪府茨木市横江2丁目7番52号
計画期間	令和 6年4月1日～令和 7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	56：各種商品小売業
②事業の規模	商品通過額 74,069,584千円
③従業員数	1,350人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項											
別紙のとおり											
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			【前年度（令和5年度）実績】				【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A 工程	下水汚泥 B 工程	発泡スチロール C 工程	廃プラスチック類 D 工程（スポット）	管理型混合廃棄物 E 工程（スポット）	蛍光灯 F 工程	廃プラスチック類 G 工程	金属くず ^a H 工程	廃油 I 工程	—
	排 出 量	597.3 t	3.3 t	13.795 t	— t	1.08 t	— t	53.935 t	25.0668 t	0.18 t	— t
	（これまでに実施した取組） ・汚泥状態の日常管理による処理適正化 ・生産加工場（排水発生場所）での微生物投入による汚泥濃度対策 ・排水処理設備の設備整備（真空ポンプ、汚泥脱水機）による汚泥処理の安定化			・廃発泡スチロールの取引先返却調整（可能分のみ持ち帰ってもらう） ・スポット産廃は、店舗閉鎖に伴うセンター引き取り分の排出発生の為、増加。				・飲用ペットボトルのベンダー回収 ・洗剤等、ペットボトル容器からの納品形態変更による産廃排出減量化			
②計画	【目標】			【目標】				【目標】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A 工程	下水汚泥 B 工程	発泡スチロール C 工程	チック類 D 工程（スポット）	混合廃棄物 E 工程（スポット）	蛍光灯 F 工程	廃プラスチック類 G 工程	金属くず ^a H 工程	廃油 I 工程	—
	排 出 量	600 t	3 t	13.5 t	— t	2 t	— t	52 t	15 t	0.18 t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・廃水処理の適正管理を引き続き継続。 ・汚泥脱水機更新、脱水ケーキ含水率低下による汚泥排出量の低減。 ・排水処理設備内滞留物の処理 ・廃棄物又は副産物の発生に関する事項は特に注力する。			・廃発泡スチロールの取引先返却調整の継続 ・スポット産廃のリサイクル品目の選定、買取（無料引き取り）調整 ・産廃処理後の再資源化処理の確認				・飲用ペットボトルのベンダー回収徹底、持ち込みごみの削減（注意喚起） ・納品形態変更による産廃排出量削減 ・産廃処理後の再資源化処理の確認			
産業廃棄物の分別に関する事項											
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃プラスチック（PPバンド、ビニール袋）の分別化による資源回収の実施 ※産廃対象外										
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・廃ビニール袋（汚損分）、トレー類の分別による産廃処理化										

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			【前年度（令和5年度）実績】				【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A 工程	下水汚泥 B 工程	発泡スチロール C 工程	廃プラスチック類 D 工程（ス	管理型混合廃棄物 E 工程（ス	蛍光灯 F 工程	廃プラスチック類 G 工程	金属くず H 工程	廃油 I 工程	－
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t
	(これまで実施した取組) ・実施していない										
②計画	【目標】			【目標】				【目標】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A 工程	下水汚泥 B 工程	発泡スチロール C 工程	チック類 D 工程（ス	合廃棄物 E 工程（ス	蛍光灯 F 工程	廃プラスチック類 G 工程	金属くず H 工程	廃油 I 工程	－
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし										
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			【前年度（令和5年度）実績】				【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A 工程	下水汚泥 B 工程	発泡スチロール C 工程	廃プラスチック類 D 工程（ス	管理型混合廃棄物 E 工程（ス	蛍光灯 F 工程	廃プラスチック類 G 工程	金属くず H 工程	廃油 I 工程	－
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	537.57 t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
(これまで実施した取組) ・汚泥発生量、汚泥性状の把握を行い、尚且つ適切な脱水機処理薬剤の選定により、脱水ケーキ含水率の適正管理を行った。											
②計画	【目標】			【目標】				【目標】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A 工程	下水汚泥 B 工程	発泡スチロール C 工程	チック類 D 工程（ス	合廃棄物 E 工程（ス	蛍光灯 F 工程	廃プラスチック類 G 工程	金属くず H 工程	廃油 I 工程	－
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	540 t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
(今後実施する予定の取組) ・脱水機の適正な維持管理を行い、前年度と同様の取り組みを継続する。											

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			【前年度（令和5年度）実績】				【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥 B工程	発泡スチロール C工程	廃プラスチック類 D工程（スポット）	管理型混合廃棄物 E工程（スポット）	蛍光灯 F工程	廃プラスチック類 G工程	金属くず H工程	廃油 I工程	－
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない										
②計画	【目標】			【目標】				【目標】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥 B工程	発泡スチロール C工程	プラスチック類 D工程（スポット）	混合廃棄物 E工程（スポット）	蛍光灯 F工程	廃プラスチック類 G工程	金属くず H工程	廃油 I工程	－
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし										
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				産業廃棄物の処理の委託に関する事項				産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			【前年度（令和5年度）実績】				【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥 B工程	発泡スチロール C工程	廃プラスチック類 D工程（スポット）	管理型混合廃棄物 E工程（スポット）	蛍光灯 F工程	廃プラスチック類 G工程	金属くず H工程	廃油 I工程	－
	全処理委託量	59.73 t	3.3 t	13.795 t	－ t	1.08 t	－ t	53.935 t	25.0668 t	0.18 t	－ t
	優良認定処理業者への処理委託量	59.73 t	0 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t
	再生利用業者への処理委託量	59.73 t	3.3 t	13.795 t	－ t	1.08 t	－ t	53.935 t	25.0668 t	0.18 t	－ t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	0 t	0 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・汚泥（脱水有機汚泥）は、委託処理業者によりセメント原料化			・発泡スチロールについては溶融され、建材メーカーへ再資源化				・廃プラスチック、金属くず、および混合廃棄物については、処分業者にて分別され、製紙メーカー、建材メーカー等へそれぞれ再資源化を行っている。 ・廃油については、処分業者にて選別後、再資源化を行っている。			

②計画	【目標】			【目標】				【目標】				
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥 A工程	下水汚泥 B工程	発泡スチロール C工程	チック類 D工程（ス	混合廃棄物 E工程（ス	蛍光灯 F工程	プラスチック類 G工程	金属くず H工程	廃油 I工程	－	
	全 処 理 委 託 量	60 t	3 t	13.5 t	－ t	2 t	－ t	52 t	15 t	0.18 t	－ t	
	優良認定処理業者 への処理委託量	60 t	0 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	60 t	3 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t	
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t	
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者の処理委託量	0 t	0 t	0 t	－ t	0 t	－ t	0 t	0 t	0 t	－ t	
(今後実施する予定の取組)												
・委託処理業者に対して、引き続き定期的に処理状況の 現地確認を行う。			・再資源化を行うことができるものの分別を測り、廃棄物としての処分量を減らすよう引き 続き取り組む。					・再資源化を行うことができるものの分別を測り、廃棄物としての処分量を減らすよう引き 続き取り組む。				
※事務処理欄												

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

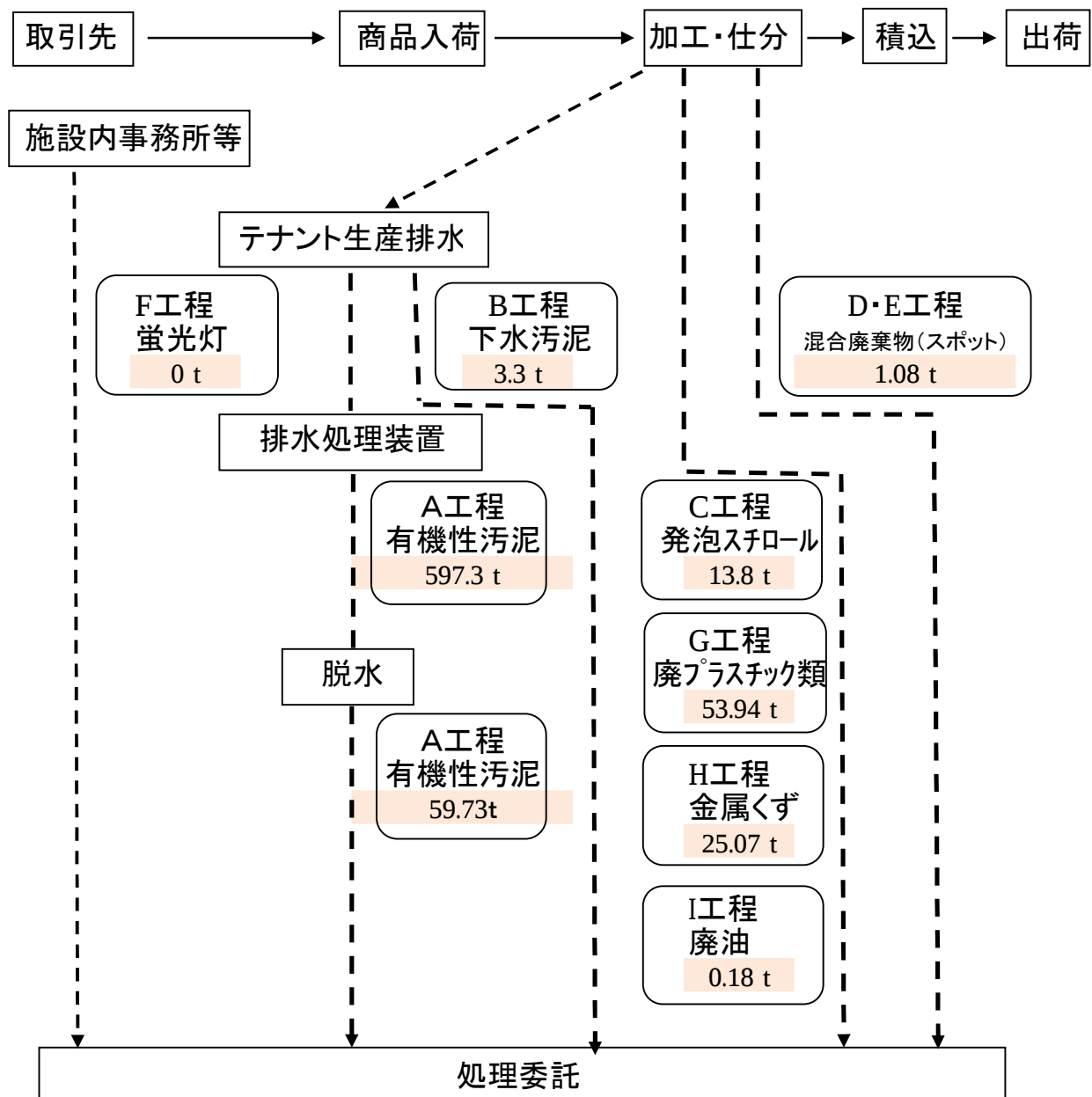
4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

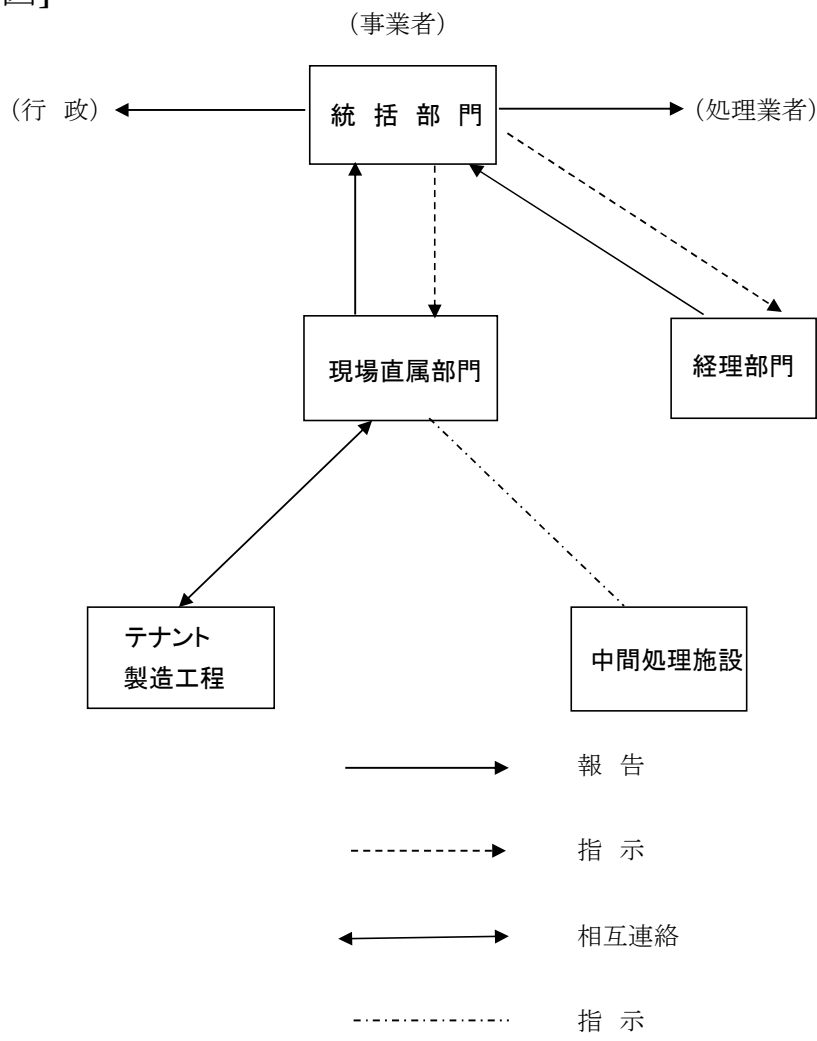
7 ※欄は記入しないこと。

[産業廃棄物発生工程フロー]



添付資料 管理体制図及び各部署の役割

[管理体制図]



[各部署の役割]

部署	役割
A 統括部門	- 各部署間の調整及び指示 - 処理施設の定期的査察
B 現場直属部門	- 産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して把握管理 - 産業廃棄物の発生肯定、排出量及び性状等のチェック、集計等 - 行政に対する報告等 - 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 - 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 - 廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 - 現場施設の維持管理点検等 - 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 - 中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 - 最終処分場の稼働状況の把握、記録の作成等 - 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 - 上記内容をAに報告
C 経理部門	- 委託料金の支払い - 産業廃棄物の適正処理費用の算出 - 上記内容をAに報告